



26農振第1998号
平成27年4月9日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱の一部改正について

このことについて、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、貴管下の各県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

○都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）
 （赤字下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 趣旨 農山村において、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の価値の高い観光、教育、福祉等を重視する傾向が生じているところである。 このため、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用し、都市と農山村の共生・対流を強化し、推進し、農山村の再生を図ることが重要となっている。 都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体（以下「集落連合体」という。）に対し、関係省庁との連携の下、当該集落において営まれている農林水産業の状況を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援するとともに、山村の活性化に向けて、市町村が中心となって行う地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図る取組を支援することにより、都市と農山村の共生・対流を推進し、もって農林水産業及びその基盤となる農山村の振興を図るものである。</p>	<p>第1 趣旨 農山村において、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の価値の高い観光、教育、福祉等を重視する傾向が生じているところである。 このため、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用し、都市と農山村の共生・対流を強化し、推進し、農山村の再生を図ることが重要となっている。 都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体（以下「集落連合体」という。）に対し、関係省庁との連携の下、地域の特性に応じて、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援するところである。</p>
<p>第2 都市農村共生・対流総合対策 1 事業内容等 都市農村共生・対流総合対策は、農林水産業及びその基盤となる農山村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要件等は別表1に定めるものとする。 (1) 集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を対象としたグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山村における体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山村の交流に資する地域の手づくり活動 (2) 人材活用対策 農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲あ</p>	<p>第2 事業内容等 本事業の内容は次に掲げるとおりとし、具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要件等は別表に定めるものとする。 1 集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を対象としたグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山村における体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動 2 人材活用対策 農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲あ</p>

る都市の若者を長期的に受け入れる取組

- (3) 施設等整備対策
農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組
- (4) 広域ネットワーク推進対策
都市と農山村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山村のニーズのマッチングやアジアザイ連等の派遣、情報の受発信等の取組

2 事業実施期間
各事業の実施期間は、原則として、次に掲げる期間を上限とする。

- (1) 集落連携推進対策は2年間
- (2) 人材活用対策は3年間
- (3) 施設等整備対策は2年間
- (4) 広域ネットワーク推進対策は1年間

ただし、(2)の事業にあつては、(1)及び第3の事業（(1)の事業の目的の達成に資するものに限る。以下同じ。）の実施期間中に事業を開始し、かつ、(1)及び第3の事業の事業開始年度から起算して3年度以内に完了するものとする。また、(3)の事業にあつては、原則として、事業実施の全期間にわたって、(1)の事業実施期間に併せて実施するものとする。

3 事業の公募

地方農政局長等（別表1の1、2、3及び4の（1）の事業には農林水産省農務局長、農山村振興局長、沖繩県に所在する場合は内閣府沖繩総務局長、その他の事業にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。）は、都市農村共生・対流総合対策（別表1の4の（1）及び別表2（別表2に係る別表1の2の事業を含む。）の事業を除く。）について、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

4 事業実施の手続

(1) 1の(1)から(3)までの事業にあつては、3により選定された事業実施主体は、1の(1)の事業の開始年度においては、農村振興局長が別に定めるところにより、各事業の内容を取りまるとの上、都市農村共生・対流総合対策の事業実施計画（以下「共生・対流促進計画」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

市の若者を長期的に受け入れる取組

- 3 施設等整備対策
農山村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組
- 4 広域ネットワーク推進対策
都市と農山村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山村のニーズのマッチングやアジアザイ連等の派遣、情報の受発信等の取組

第3 事業実施期間
各事業の実施期間は、原則として、次に掲げる期間を上限とする。

- 1 集落連携推進対策は2年間
- 2 人材活用対策は3年間
- 3 施設等整備対策は2年間
- 4 広域ネットワーク推進対策は1年間

ただし、2の事業にあつては、1の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、1の事業開始年度から起算して3年度以内に完了するものとする。また、3の事業にあつては、原則として、事業実施の全期間にわたって、1の事業実施期間に併せて実施するものとする。

第4 事業の公募

地方農政局長等（別表の1、2、3及び4の（1）の事業にあつては、農務局長、沖繩県に所在する場合は内閣府沖繩総務局長、その他の事業にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。）は、本事業（別表の4の（1）の事業を除く。）について、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

第5 事業実施の手続

1 第2の1、2及び3の事業にあつては、第4により選定された事業実施主体は、第2の1の事業の開始年度においては、農村振興局長が別に定めるところにより、各事業の内容を取りまるとの上、本事業の事業実施計画（以下「共生・対流促進計画」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、共生・対流促進計画においては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定するものとする。

1の(4)の事業にあっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めることにより、共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 内容、対象経費等を精査し、本要綱及び関連する要領等に照らし、適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(3) 地方農政局長等は、承認した共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

(4) 農村振興局長が別に定める場合の共生・対流促進計画の重要な変更については、(1) から (3) までに準じて承認等を行うものとする。

(5) 第2の1の(1)から(3)までの事業にあっては、事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、1の(1)事業の開始年度についてはこれを省略することができる。

(6) 地方農政局長等は、(5) により提出された年度別共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

5 助成
国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

6 完了報告
事業実施主体は、4の(2)により地方農政局長等が承認した共生・対流促進計画に基づき、4の(2)により、地方農政局長等に報告するものとする。

7 事業実施結果の評価
(1) 1の(1)から(3)までの事業にあっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の(1)の事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度までの毎年度の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、

なお、共生・対流促進計画においては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定するものとする。

第2の4の事業にあっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。

2 内容、対象経費等を精査し、本要綱及び関連する要領等に照らし、適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 地方農政局長等は、承認した共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

4 農村振興局長が別に定める場合の共生・対流促進計画の重要な変更については、1、2及び3に準じて承認等を行うものとする。

5 第2の1、2及び3の事業にあっては、事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、第2の1の事業の開始年度についてはこれを省略することができる。

6 地方農政局長等は、5 により提出された年度別共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

第6 助成
国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

第7 完了報告
事業実施主体は、第5の2により地方農政局長等が承認した共生・対流促進計画に基づき、第5の2により、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価
1 第2の1、2及び3の事業にあっては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度までの毎年度の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、

し、農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価の内容を評価するに相当たり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。

(4) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表するものとする。

[削る]

8. 他事業等との連携
- (1) 都市農村共生・対流総合対策のうち1の(1)から(3)までの事業については、地方農政局長等は、当該事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。
- (2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。
- (3) 都道府県との連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うものとする。

第3章 山村活性化支援対策 1 事業内容等

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものである。次掲取組に活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う(以下)を交付し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものとする。

- (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

- 2 事業の実施対象
- 山村活性化支援対策の実施対象は、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定により指定された振興山村であつて、農村振興局長が別に定めるところにより、同法に基づき山村振興に組み込んで

農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。

- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するにあたり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表するものとする。

第9章 推進指導等
地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

第10章 他事業等との連携
本事業のうち第2の1、2及び3の事業については、地方農政局長等とは、本事業を実施するに当たり、必要に応じ関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。

(新設)

(新設)

いる地区とする。

- 3 事業実施期間
山村活性化支援対策の実施期間は、原則として、3年間を上限とする。
- 4 事業実施主体
山村活性化支援対策の実施主体は、振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員を含む地域協議会とする。
- 5 事業実施の手続
(1) 事業実施主体は、事業の開始年度において、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書及び山村活性化支援交付金事業実施計画（以下「実施計画」という。）（以下これらを総称して「採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
(2) 地方農政局長等は、(1)により提出された採択申請書等を審査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知を交付するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
(3) 山村活性化支援対策の実施期間が複数年の場合には、事業実施主体は、2年目以降毎年度、(1)から(3)までの手続を運用して、各年度の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。
(4) 農村振興局長が別に定める場合の実施計画の重要な変更については、(1)から(3)までに準じて変更を行うものとする。
- 6 助成
国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。
- 7 完了報告
事業実施主体は、5の(2)により地方農政局長等が採択した実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- 8 事業実施結果の評価
(1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
(2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施主体から報告された目

標の達成状況等の評価の結果について、農村振興局長に報告するものとする。

(3) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、事業目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。

(4) 地方農政局長等は、事業実施期間において、事業実施主体に対し、

(1)に定める報告以外に、事業実施状況について、報告を求めることができるとし、必要に応じ、指導、助言等を行うものとする。

9. 他事業等との連携

(1) 地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。

(2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。

(3) 地方農政局長等は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、事業実施主体から提出された実施計画等に係る情報を提供するとともに、当該実施計画等について意見聴取を行うものとする。

第4 推進指導等

地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

第5 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

(新設)

第11 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

改 正 後		現 行				
別表 1	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	事業実施主体	
事業項目	具体的な事業内容	具体的な事業内容	具体的な事業内容	具体的な事業内容	具体的な事業内容	
事業項目	選定要件	選定要件	選定要件	選定要件	選定要件	
事業項目	交付率及び助成額	交付率及び助成額	交付率及び助成額	交付率及び助成額	交付率及び助成額	
1 集落連携推進対策	<p>中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用し、社会人・子ども・ツリーダム、山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、観光、教育、福祉等に活用する地域と農山漁村の交流に資する活動</p> <p>活カアツ子小漁山(1) 力子小漁山(1) ツリーダム、山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、観光、教育、福祉等に活用する地域と農山漁村の交流に資する活動</p> <p>(2) 地域資源の活用やボランティア等を取り込んだグループ</p> <p>(3) 自然・景観を生かした美しい農村づくり</p> <p>(4) 農産物の庭先集荷や加工・販売の供給・配達や配食サービス等の取組</p> <p>(5) 定住・集住等の環境整備</p> <p>(6) 市民と連携した農業被害の防止</p> <p>豪雪対策等の農業被害防止の取組</p> <p>自立発展に向けた取組</p> <p>(7) 「食」を活用し観光と連携したグループ・ツリーダム</p> <p>豊かな「食」を活用する直売所、観光農園、新たな商品開発など地域経済の発展に繋がるグループ・ツリーダムの取組</p> <p>(8) 農山漁村における大学・企業等の研修等</p>	<p>中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用し、社会人・子ども・ツリーダム、山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、観光、教育、福祉等に活用する地域と農山漁村の交流に資する活動</p> <p>活カアツ子小漁山(1) 力子小漁山(1) ツリーダム、山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、観光、教育、福祉等に活用する地域と農山漁村の交流に資する活動</p> <p>(2) 地域資源の活用やボランティア等を取り込んだグループ</p> <p>(3) 自然・景観を生かした美しい農村づくり</p> <p>(4) 農産物の庭先集荷や加工・販売の供給・配達や配食サービス等の取組</p> <p>(5) 定住・集住等の環境整備</p> <p>(6) 市民と連携した農業被害の防止</p> <p>豪雪対策等の農業被害防止の取組</p> <p>自立発展に向けた取組</p> <p>(7) 「食」を活用し観光と連携したグループ・ツリーダム</p> <p>豊かな「食」を活用する直売所、観光農園、新たな商品開発など地域経済の発展に繋がるグループ・ツリーダムの取組</p> <p>(8) 農山漁村における大学・企業等の研修等</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農山漁村(こる)に集落(こる)に組織(こる)を含む。中心役割を担うこと。</p> <p>(2) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(3) 自立的な取組であって、効果が認められること。</p> <p>(4) 事業内容の取組(11)の実合・の法実構る事体て、欄の取す、社体が主員と実連る業とい</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農山漁村(こる)に集落(こる)に組織(こる)を含む。中心役割を担うこと。</p> <p>(2) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(3) 自立的な取組であって、効果が認められること。</p> <p>(4) 事業内容の取組(11)の実合・の法実構る事体て、欄の取す、社体が主員と実連る業とい</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>エ 定住・移住・集住等の環境整備 (ア) 定住・移住・集住等促進施設 冬期集住施設、都市住民の移住・定住促進施設、研修施設等の補修等 (イ) 防災・安全施設 安全施設、防災安全・避難施設、除雪・消流雪施設等の補修等 (ウ) 鳥獣被害対策施設 柵の補修等 オ アからエの整備と一体的に行う必要がある基盤整備(区画整理、農道、排水道整備、落道、連絡農道等)及び生活環境整備(飲雑用水施設、簡易給排水施設等)</p>			
<p>4 広域ネットワーク推進 (1) 都道府県単位における取組 (2) 全国単位の取組</p>	(略)	(略)	(略)

(新設)

<p>エ 農山漁村における定住・移住・集住等の環境整備 (ア) 定住・移住・集住等促進施設 冬期集住施設、都市住民の移住・定住促進施設、研修施設等の補修等 (イ) 防災・安全施設 安全施設、防災安全・避難施設、除雪・消流雪施設等の補修等 (ウ) 鳥獣被害対策施設 柵の補修等 オ アからエの整備と一体的に行う必要がある基盤整備(区画整理、農道、排水道整備、落道、連絡農道等)及び生活環境整備(飲雑用水施設、簡易給排水施設等)</p>			
<p>4 広域ネットワーク推進 (1) 都道府県単位における取組 (2) 全国単位の取組</p>	(略)	(略)	(略)

別表 2

具体的な事業内容	事業実施主体	事業採択要件	交付率及び助成額
<p>山村活性化支援対策 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (1) その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等 (2) 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (1) 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等</p>	<p>本事業の実施主体は、以下のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 振興山村を有する市町村 (2) 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会</p>	<p>事業の実施対象が振興山村であって、農村振興局長が別に定めるところにより、山村振興法に基づき山村振興に取り組んでいる地区であること。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。 (1) 交付率は定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1振興山村当たり1,000万円とする。</p>

(2) 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等
3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組
(1) 地域資源を活用した特産物等の生産
・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等
(2) その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等

--	--	--	--

--	--	--	--

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

制定
25農振第393号
平成25年5月16日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年4月9日付け26農振第1998号

第1 趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じているところである。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要となっている。

都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体（以下「集落連合体」という。）に対し、関係省庁との連携の下、当該集落において営まれている農林水産業の状況その他の地域の特性を勘案しつつ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援するとともに、山村の活性化に向けて、市町村が中心となって行う地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図る取組を支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、もって農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図るものである。

第2 都市農村共生・対流総合対策

1 事業内容等

都市農村共生・対流総合対策は、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、その具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要

件等は別表1に定めるものとする。

(1) 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子供から社会人までを対象とした農山漁村における体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動

(2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組

(3) 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組

(4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチングやアドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組

2 事業実施期間

各事業の実施期間は、原則として、次に掲げる期間を上限とする。

(1) 集落連携推進対策は2年間

(2) 人材活用対策は3年間

(3) 施設等整備対策は2年間

(4) 広域ネットワーク推進対策は1年間

ただし、(2)の事業にあっては、(1)及び第3の事業((1)の事業の目的の達成に資するものに限る。以下同じ。)の実施期間中に事業を開始し、かつ、(1)及び第3の事業の事業開始年度から起算して3年度以内に完了するものとする。また、(3)の事業にあっては、原則として、事業実施の全期間にわたり、(1)の事業実施期間に併せて実施するものとする。

3 事業の公募

地方農政局長等(別表1の1、2、3及び4の(1)の事業にあっては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省

農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長、別表1の4の(2)の事業にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。)は、都市農村共生・対流総合対策(別表1の4の(1)及び別表2(別表2に係る別表1の2の事業を含む。)の事業を除く。)について、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

4 事業実施の手続

(1) 1の(1)から(3)までの事業にあつては、3により選定された事業実施主体は、1の(1)の事業の開始年度においては、農村振興局長が別に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、都市農村共生・対流総合対策の事業実施計画である共生・対流促進計画(以下「共生・対流促進計画」という。)を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、共生・対流促進計画においては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定するものとする。

1の(4)の事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により提出された共生・対流促進計画の内容、対象経費等を精査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(3) 地方農政局長等は、承認した共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

(4) 農村振興局長が別に定める場合の共生・対流促進計画の重要な変更については、(1)から(3)までに準じて承認等を行うものとする。

(5) 第2の1の(1)から(3)までの事業にあつては、事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、1の(1)事業の開始年度についてはこれらを省略することができる。

(6) 地方農政局長等は、(5)により提出された年度別共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

5 助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

6 完了報告

事業実施主体は、4の(2)により地方農政局長等が承認した共生・対流促進計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

7 事業実施結果の評価

- (1) 1の(1)から(3)までの事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の(1)の事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度までの毎年度を対象に、4の(2)の共生・対流促進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価の内容を評価するに当たり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。
- (4) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表するものとする。

8 他事業等との連携

- (1) 都市農村共生・対流総合対策のうち1の(1)から(3)までの事業については、地方農政局長等は、当該事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。
- (2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。
- (3) 都道府県との連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うものとする。

第3 山村活性化支援対策

1 事業内容等

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであって、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組に対する交付金（以下、「山村活性化支援交付金」という。）を交付し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものである。

具体的な事業内容、事業採択要件等は、別表2に定めるものとする。

- (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

2 事業の実施対象

山村活性化支援対策の実施対象は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定により指定された振興山村であって、農村振興局長が別に定めるところにより、同法に基づき山村振興に取り組んでいる地区とする。

3 事業実施期間

山村活性化支援対策の実施期間は、原則として、3年間を上限とする。

4 事業実施主体

山村活性化支援対策の実施主体は、振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会とする。

5 事業実施の手続

- (1) 事業実施主体は、事業の開始年度において、農村振興局長が別に定めるところにより、事業採択申請書及び山村活性化支援交付金事業実施計画（以下「実施計画」という。）（以下これらを総称して「採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された採択申請書等を審査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知を交付するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- (3) 山村活性化支援対策の実施期間が複数年の場合には、事業実施主体は、2年目以降毎年度、(1)から(3)までの手続を準用して、各年度の

実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。

- (4) 農村振興局長が別に定める場合の実実施計画の重要な変更については、(1) から (3) までに準じて変更を行うものとする。

6 助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

7 完了報告

事業実施主体は、5の(2)により地方農政局長等が採択した実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

8 事業実施結果の評価

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施主体から報告された目標の達成状況等の評価の結果について、農村振興局長に報告するものとする。
- (3) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、事業目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施期間において、事業実施主体に対し、(1)に定める報告以外に、事業実施状況について、報告を求めることができることとし、必要に応じ、指導、助言等を行うものとする。

9 他事業等との連携

- (1) 地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。
- (2) 交付決定に当たっては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省による集落課題に関する関係省庁連絡会を活用し、総務省、国土交通省等の関係省庁との連携に努めるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、事業実施主体から提出された実施計画等に係る情報を提供するとともに、当該実施計画等について意見聴取を行うものとする。

第4 推進指導等

地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

第5 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

別表 1

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 集落連携推進対策	<p>中山間地域や集落連合センターを主体とした「食」を対象とした活動</p> <p>地域資源の活用や観光、子供や高齢者の交流、健康づくり、子育て支援、食の安全、環境づくり、地域活性化の取組</p> <p>（1）子どもも参加できる交流活動の取組</p> <p>（2）地域資源の活用やボランティア・市民活動などによる地域活性化の取組</p> <p>（3）自然・景観を生かした美しい田園空間などの農山</p>	<p>本事業は、以下に掲げる事業の実施に努めることとする。</p> <p>（1）別定めた団体</p> <p>（2）農業協同組合（農協）</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>（1）農山漁村の集落（これに準じる組織・団体を含む）が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>（2）農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図ること。</p> <p>（3）自立的・発展的な取組であつて、効果が見込まれること。</p> <p>（4）具体的な事業内容の欄（11）を、団体の実施主体であること。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付率は定額とする。</p> <p>（2）各年度の助成額は、1当り80万円とする。</p> <p>（3）ただし、内容（4）又は（6）を主たる業務とする事業については、取組の実施に要する経費の5割以下とする。</p> <p>（4）また、内容（6）を主たる業務とする事業については、取組の実施に要する経費の5割以下とする。</p> <p>（5）また、内容（6）を主たる業務とする事業については、取組の実施に要する経費の5割以下とする。</p> <p>（6）また、内容（6）を主たる業務とする事業については、取組の実施に要する経費の5割以下とする。</p>

漁村の自然や景観を生かした
都市住民等と連携する美しい
むらづくりの取組

(4) 集出荷等を通じた地域内
外の連携
農林水産物の庭先集荷や加
工・販売と合わせた地域内外
への食材の供給・配達や配食
サービスの取組

(5) 定住・集住等の環境整備
農山漁村における空き家、地
廃校等を活用した定住、二地
域居住の環境整備や高齢者の
冬期集住の取組

(6) 市民と連携した農業被害
の防止
都市住民等と連携して実施
する豪雪対策等の農業被害防
止の取組

自立発展に向けた取組

(7) 「食」を活用し観光と連携
したグリーン・ツーリズム
豊かな「食」を活用する直
売所、観光農園、新たな商品
開発など地域経済の発展に繋
がるグリーン・ツーリズムの
取組

(8) 農山漁村における大学・
企業等の研修等と連携する
学生や社会人等を対象とする研
修大学の取組

り、かつ、集落等
地域の多様な法人
と連携する法人

(3) 特定非営利活動
法人であり、かつ、様
集落等地域の多様な
な法人と連携する
法人

(4) 多面的機能支払
交付金の対象組織

(5) (1) から (4)
までのほか、地方農
等局長等が特に必
要と認める団体等

把業経活に周とをはにの助す23)に被特と実るし災受にしあの地所なに的転てに定
向農やたどの落組又災め援関成号)項定「業た在震を的転に前在務み合時移い業特
意齢恵しなそ集取、震た政に(平403特下)業た在震を的転に前在務み合時移い業特
の高知か行、業た合大る財成(第第(区)に)が本被一がも移の地の、所にたは
等びの活試て農し場本すの助律律条す(定区災)を所日る、所るは所体在こて務先して
者及等をのいの携う日処別び法法2定区被う。主務(東よて務いて務団所。い事た施い
業握者験動つ辺連行東対特及る年第規災定い施事(にけ事てつ事をのすおにし実つ

ら、にが地が
か体的とと等
り一あるあ局地域
まてす政る
とせ施当農め
ま併実適方認
コ
（販う人割上た教集ま教農
ののる以（戸の集ま教農
率人口上め5%集農以上）戸の
高農65が）農し20はは10集
売ち口合のだが落たが業
コ
いにのいて事歳占%、戸除、集業多農サ用
が由率ない従65が50し20ははの林が、シ適
家理化きい業ち数がだが落た村て者めセの
農の齢でにお農う人合（た数集ま漁い業めセの
販等高がに総のの割（戸の集ま漁い業めセの
り定合、数上る上家上。村に、を（林デ
サ
なよ判場は者以め以農以く山落者数（ス

4 広域ネットワーク	<p> 提供の施設等 一、雇用の促進 社活修山移 補農・移 住境整備 エ (ア) 等 (イ) 防災・安全施設 全・避難雪 全・消修 (ウ) 鳥獣被害対策施設 柵の補修等 オ 体的簡整備農整備簡 から行基農業道備簡 エの必要用道備簡 整備(区水連環境 とある排活施 一画面整絡境 給排水施設等) </p> <p> (2) 特認事業 (1)に掲げる施設等のほ か、地域の等で必要が認 ると地方農政局長等が認 めるものに限る。 </p>	本事業の事業実施主	都市と農山漁村の共	交付率は定額とす
------------	--	-----------	-----------	----------

			団体 商工連合会 商工協議会 商工協議会 観光協会の組織する 旅行業者の組織する 地域住民の組織する 民間企業農村振興局長 その他に必要と認め る団体等	
--	--	--	---	--

別表 2

山村活性化支援対策	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (1) その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等 (2) 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査	1 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (1) 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等	本事業の実施主体は、以下のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 振興山村を有する市町村 (2) 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会	事業の実施対象が振興山村であり、農村振興局長により、山村振興法に基づき山村振興に取り組んでいる地区であること。	交付率及び助成額は以下のとおりとする。 (1) 交付率は定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1振り興山村当たり1,000万円とする。

- (2) 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等
- 3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上を図る取組
- (1) 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等
- (2) その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商導、既存直売所の活用や直販シフト、商品の説明看板を使った情報発信、商品パッケージ等の検討等